

堺市公報 第342号	令和6年12月13日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
【環境局環境保全部環境共生課】 3

<告示>

○住居表示の街区の区域の変更について
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】 3

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定
について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 7

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止
について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 8

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称
変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 9

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在
地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 10

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止
について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 10

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称 変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在 地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	15
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について	
【教育委員会事務局学校管理部学務課】	18
＜公告＞	
○堺市役所本庁舎食堂及び売店運営事業者の公募について	
【総務局行政部総務課】	18
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	22
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	23
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	24
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	24

規 則

堺市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第90号

堺市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

堺市環境影響評価条例施行規則（平成20年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(7)の項から(9)の項まで及び(20)の項から(22)の項までの規定中「建築基準法第6条第1項」の次に「若しくは第6条の2第1項」を、「第18条第2項」の次に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第438号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更について、次のとおり告示する。

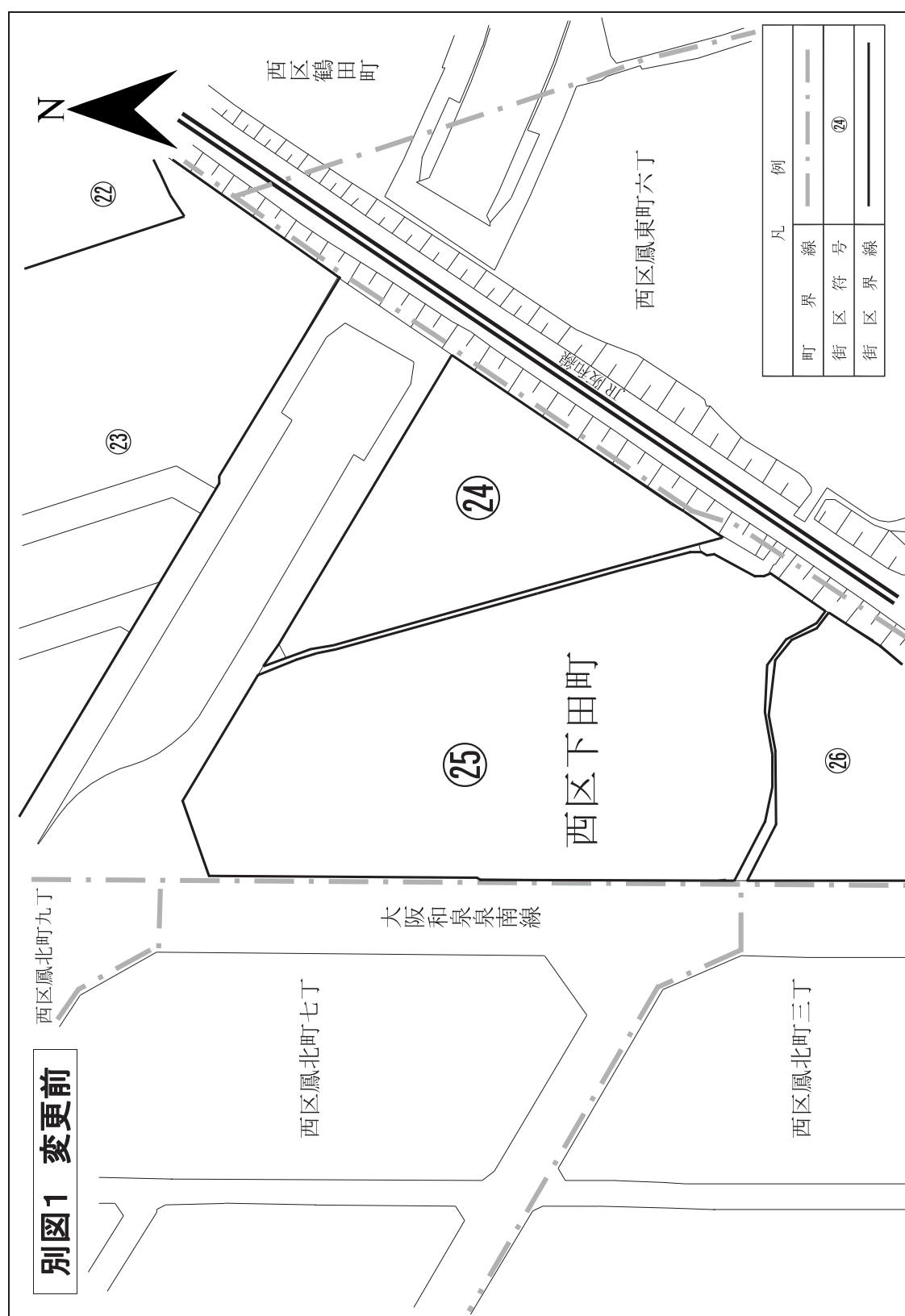
令和6年12月13日

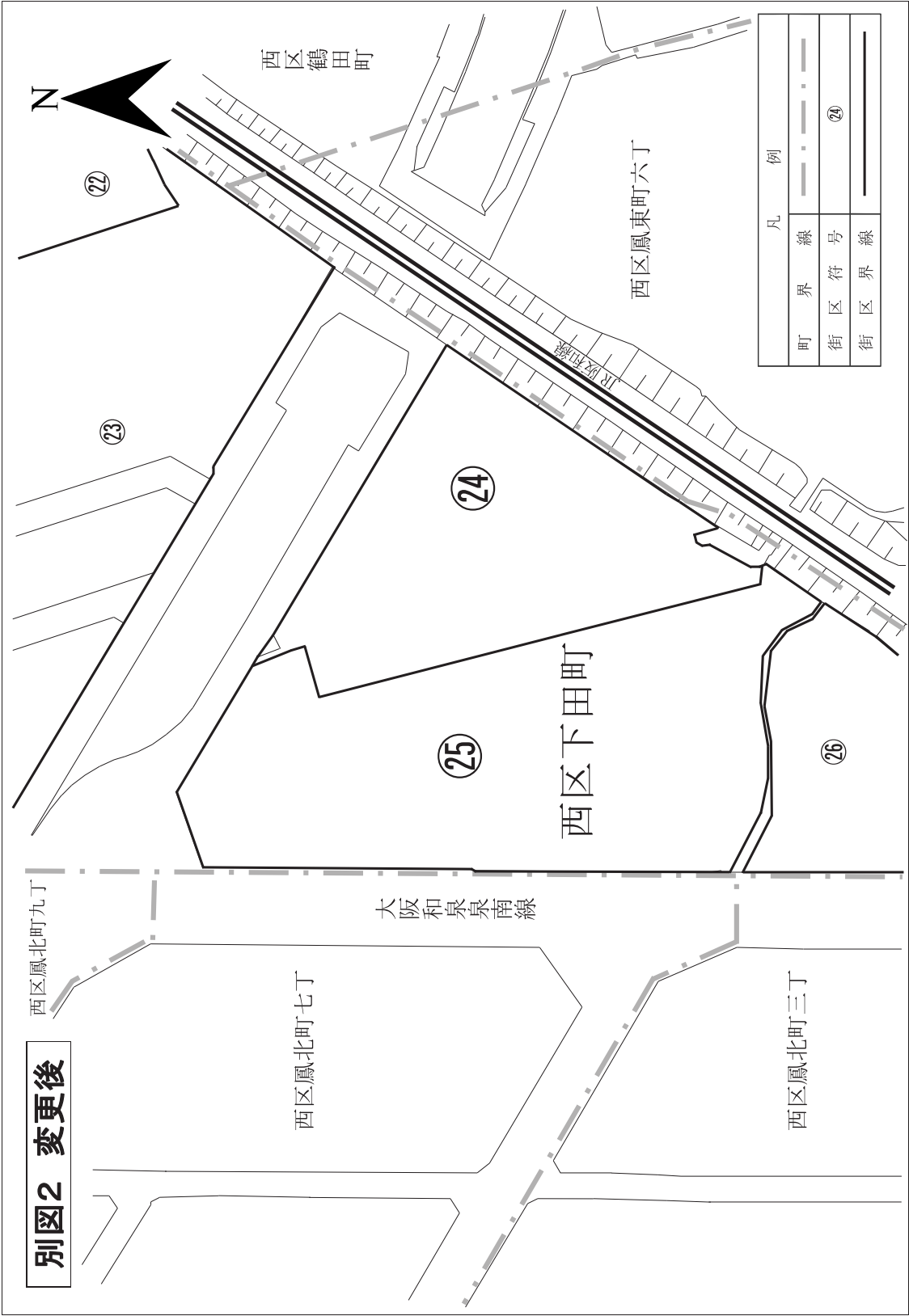
堺市長 永 藤 英 機

- 1 区名及び町名
西区下田町
- 2 実施期日
令和6年12月20日
- 3 変更内容
住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
西区下田町	24	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
西区下田町	25	街区の区域の変更	





堺市告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
医療法人SAT ココクリニック	堺市西区浜寺石津町中2-6-31 1階・2階・3階	令和6年11月1日
医療法人契成会ひのうえ 眼科グループ 田村眼科	堺市中区土師町1-6-15 ヴィ ラ・レスポワール2階	令和6年10月1日
一般社団法人飛信会 ふ くろうクリニック	堺市堺区向陵西町4-12-21	令和6年10月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
竹内歯科医院	堺市堺区南半町西2-2-10	令和6年10月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
ファインナーシングサー ビス	堺市堺区甲斐町東6-1-40 ラ・ メゾン・デ堺613号	令和6年11月1日
ナースステーションさく ら	堺市北区北長尾町3-5-9 ベル ハイム201号室	令和6年11月1日

訪問看護ステーションつむぎ	堺市西区津久野町2-36-8	令和6年11月1日
さんば訪問看護ステーション	堺市中区深阪3-3-12	令和6年11月1日
香ヶ丘訪問看護ステーション	堺市堺区香ヶ丘町1-12-21 シャ ルマンフジ香ヶ丘203	令和6年10月1日

~~~~~

#### 堺市告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 診療所

| 名称        | 所在地                                   | 廃止年月日     |
|-----------|---------------------------------------|-----------|
| 西山医院      | 堺市北区中百舌鳥町6-998-3 中<br>百舌鳥公園団地6号棟101号室 | 令和6年9月30日 |
| ふくろうクリニック | 堺市堺区向陵西町4-12-21                       | 令和6年9月30日 |
| ココクリニック   | 堺市堺区熊野町西3-2-14 A号<br>室                | 令和6年9月30日 |
| 田村眼科      | 堺市中区土師町1-6-15 ヴィ<br>ラ・レスポワール2階        | 令和6年9月30日 |
| 谷口内科      | 堺市南城区山台3-3-3                          | 令和6年9月30日 |
| 楠本小児科     | 堺市西区菱木4-1094-2                        | 令和6年9月30日 |

## 2 歯科

| 名称     | 所在地                  | 廃止年月日     |
|--------|----------------------|-----------|
| 竹内歯科医院 | 堺市堺区南半町西2-2-10       | 令和6年9月30日 |
| 大曲歯科医院 | 堺市北区蔵前町1-7-11 小郷ビル3F | 令和6年10月1日 |

## 3 訪問看護

| 名称            | 所在地                | 廃止年月日     |
|---------------|--------------------|-----------|
| ふれ愛訪問看護ステーション | 堺市西区鳳中町4-121-5 302 | 令和6年1月31日 |

## 堺市告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 薬局

| 変更前の名称      | 変更後の名称          | 所在地            | 変更年月日     |
|-------------|-----------------|----------------|-----------|
| ファーコス薬局さわまち | ユニスマイル薬局深井なかまち店 | 堺市中区深井中町1252-1 | 令和6年10月1日 |

## 堺市告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 訪問看護

| 名称              | 変更前の所在地                        | 変更後の所在地           | 変更年月日     |
|-----------------|--------------------------------|-------------------|-----------|
| 訪問看護ステーションバッテリー | 堺市西区浜寺船尾町西3-91-1 浜寺ギャラリーコート205 | 堺市西区浜寺船尾町西4-409-1 | 令和6年10月1日 |

## 堺市告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類       | 事業所名称     | 所在地                                | 廃止年月日      |
|-------------|-----------|------------------------------------|------------|
| 訪問看護        | 谷口内科      | 堺市南区城山台3-3                         | 平成13年5月31日 |
| 訪問リハビリテーション | 谷口内科      | 堺市南区城山台3-3                         | 平成13年5月31日 |
| 居宅療養管理指導    | 谷口内科      | 堺市南区城山台3-3                         | 平成13年5月31日 |
| 居宅療養管理指導    | 楠本小児科内科   | 堺市西区菱木4-1094-2                     | 令和6年9月30日  |
| 訪問看護        | 楠本小児科内科   | 堺市西区菱木4-1094-2                     | 令和6年9月30日  |
| 訪問リハビリテーション | 楠本小児科内科   | 堺市西区菱木4-1094-2                     | 令和6年9月30日  |
| 居宅療養管理指導    | 堺市立つぼみ診療所 | 堺市南区城山台5-1-4 堺市立南こどもリハビリテーションセンター内 | 令和6年9月30日  |
| 訪問看護        | 堺市立つぼみ診療所 | 堺市南区城山台5-1-4 堺市立南こどもリハビリテーションセンター内 | 令和6年9月30日  |
| 訪問リハビリテーション | 堺市立つぼみ診療所 | 堺市南区城山台5-1-4 堺市立南こどもリハビリテーションセンター内 | 令和6年9月30日  |
| 居宅療養管理指導    | 田村眼科      | 堺市中区土師町1-6-15 ヴィラ・レスポワール2F         | 平成16年6月30日 |
| 訪問リハビリテーション | 田村眼科      | 堺市中区土師町1-6-15 ヴィラ・レスポワール2F         | 平成16年6月30日 |
| 訪問看護        | 田村眼科      | 堺市中区土師町1-6-15 ヴィラ・レスポワール2F         | 平成16年6月30日 |
| 訪問看護        | 西山医院      | 堺市北区中百舌鳥町6-998-3 6-101             | 令和6年9月30日  |

|             |                    |                            |           |
|-------------|--------------------|----------------------------|-----------|
| 居宅療養管理指導    | 西山医院               | 堺市北区中百舌鳥町6<br>－998－3 6－101 | 令和6年9月30日 |
| 訪問リハビリテーション | 西山医院               | 堺市北区中百舌鳥町6<br>－998－3 6－101 | 令和6年9月30日 |
| 居宅療養管理指導    | 大曲歯科医院             | 堺市北区蔵前町1－7<br>－11 小郷ビル3F   | 令和6年10月1日 |
| 居宅療養管理指導    | 竹内歯科医院             | 堺市堺区南半町西2－<br>2－10         | 令和6年9月30日 |
| 訪問介護        | いきいきヘルパース<br>テーション | 堺市堺区大浜北町3－1<br>0－16        | 令和6年9月30日 |

堺市告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 変更前の名称          | 変更後の名称              | 所在地                | 変更年月日         |
|--------------|-----------------|---------------------|--------------------|---------------|
| 介護予防居宅療養管理指導 | ファーコス薬局さ<br>わまち | ユニスマイル薬局<br>深井なかまち店 | 堺市中区深井<br>中町1252－1 | 令和6年10月<br>1日 |
| 居宅療養管理指導     | ファーコス薬局さ<br>わまち | ユニスマイル薬局<br>深井なかまち店 | 堺市中区深井<br>中町1252－1 | 令和6年10月<br>1日 |

## 堺市告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類      | 名称               | 変更前の所在地                           | 変更後の所在地               | 変更年月日     |
|------------|------------------|-----------------------------------|-----------------------|-----------|
| 介護予防訪問看護   | 訪問看護ステーションバッテリー  | 堺市西区浜寺船尾町西3-91-1<br>浜寺ギャラリーコート205 | 堺市西区浜寺船尾町西4-409-1     | 令和6年10月1日 |
| 訪問看護       | 訪問看護ステーションバッテリー  | 堺市西区浜寺船尾町西3-91-1<br>浜寺ギャラリーコート205 | 堺市西区浜寺船尾町西4-409-1     | 令和6年10月1日 |
| 介護予防訪問サービス | 訪問介護堺チャレンジャーズプラス | 堺市西区浜寺石津町中1-19-31                 | 堺市中区陶器北452<br>陶器ヴィレッジ | 令和6年9月1日  |
| 訪問介護       | 訪問介護堺チャレンジャーズプラス | 堺市西区浜寺石津町中1-19-31                 | 堺市中区陶器北452<br>陶器ヴィレッジ | 令和6年9月1日  |
| 介護予防訪問サービス | 介護センタースマイル       | 堺市西区鳳中町5-153-1                    | 堺市北区北長尾町6-3-27        | 令和6年10月1日 |
| 訪問介護       | 介護センタースマイル       | 堺市西区鳳中町5-153-1                    | 堺市北区北長尾町6-3-27        | 令和6年10月1日 |
| 居宅介護支援     | パートナーケアプランセンター   | 堺市美原区北余部133-1 4F                  | 堺市美原区北余部133-1-504     | 令和6年7月1日  |

## 堺市告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名           | 所在地                         | 指定年月日     |
|-------|----------------|-----------------------------|-----------|
| 松島 拓真 | ナチュラル鍼灸院・生野    | 大阪市生野区林寺6-2-1<br>5          | 令和6年11月1日 |
| 阪口 誥士 | 日本メディカルケア鍼灸施術所 | 大阪市中央区南船場2-2<br>-7 堺筋木下ビル2F | 令和6年11月1日 |

## 堺市告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名                     | 所在地                            | 廃止年月日     |
|-------|--------------------------|--------------------------------|-----------|
| 秋山 颯太 | さざん訪問鍼灸<br>マッサージ巽院       | 大阪市生野区巽南5-4-18-206             | 令和6年10月1日 |
| 秋山 颯太 | ノトス訪問鍼灸<br>マッサージ初芝<br>院  | 堺市東区日置荘西町1-25-21 初芝文化A12       | 令和6年10月1日 |
| 中村 数行 | さざん訪問鍼灸<br>マッサージ日根<br>野院 | 泉佐野市日根野4124 シェ<br>ルズレイク日根野A103 | 令和6年10月1日 |
| 中村 数行 | ノトス訪問鍼灸<br>マッサージ初芝<br>院  | 堺市東区日置荘西町1-25-21 初芝文化A12       | 令和6年10月1日 |
| 秋山 颯太 | さざん訪問鍼灸<br>マッサージ日根<br>野院 | 泉佐野市日根野4124 シェ<br>ルズレイク日根野A103 | 令和6年10月1日 |
| 秋山 颯太 | さざん鍼灸院                   | 松原市天美東9-2-21-105               | 令和6年10月1日 |

## 2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名                     | 所在地                            | 廃止年月日     |
|-------|--------------------------|--------------------------------|-----------|
| 中村 数行 | さざん訪問鍼灸<br>マッサージ日根<br>野院 | 泉佐野市日根野4124 シェ<br>ルズレイク日根野A103 | 令和6年10月1日 |

## 堺市告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦

覧に供する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

## 道路区域変更調書

| 路線名     | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の            |        | 備考    |
|---------|----------------|--------|----------------|--------|-------|
|         |                |        | 幅員m            | 延長m    |       |
| 阿弥16号線  | 美原区黒山80番2地先    | 旧      | 2.80<br>3.90   | 75.65  | ア0299 |
|         | 美原区黒山80番2地先    | 新      | 3.93<br>4.36   | 75.65  |       |
| 阿弥19号線  | 美原区黒山80番2地先    | 旧      | 1.67<br>3.58   | 110.79 | ア0302 |
|         | 美原区黒山80番2地先    | 新      | 3.91<br>5.75   | 110.79 |       |
| 大浜北6号線  | 堺区大浜北町4丁1番1地先  | 旧      | 6.35<br>11.83  | 207.60 | オ0069 |
|         | 堺区大浜北町3丁1番地先   | 新      | 8.50<br>13.10  | 207.60 |       |
| 大浜北8号線  | 堺区大浜北町4丁1番1地先  | 旧      | 10.77<br>11.10 | 64.80  | オ0071 |
|         | 堺区大浜北町3丁53番1地先 | 新      | 11.00<br>11.20 | 64.80  |       |
| 大浜北11号線 | 堺区大浜北町4丁1番1地先  | 旧      | 8.79<br>9.65   | 45.90  | オ0460 |
|         | 堺区大浜北町4丁1番1地先  | 新      | 9.50<br>11.20  | 45.90  |       |

~~~~~

堺市告示第449号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

オンライン出願システムにおける入学検定料及び入学金に係る指定納付受託者（指定日
令和6年11月27日）

指定納付受託者の名称	事務所の所在地
株式会社システムディ	京都市中京区烏丸通三条上る場之町603番地

公 告

堺市公告第726号

公募型プロポーザル方式により、堺市役所本庁舎食堂及び売店運営事業者の公募を実施するので、次のとおり公告する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 公募に付する事項

(1) 公募名称

堺市役所本庁舎食堂及び売店運営事業者公募

(2) 公募の目的・内容等

庁舎の食堂及び売店を障害者の就労支援の場とすることで、障害者の就労機会の拡大と自立を支援し、来庁者等の庁舎利用者の利便性向上にも資することを目的とする（詳細は公募要項及び仕様書による）。

(3) 担当課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号 本館5階

総務局行政部総務課

電 話 072-228-7010 (直通)

F A X 072-222-0536

2 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人が応募することができる。

(1) 仕様書等の内容を理解の上、出店に意欲があり、良質な飲食品を適正な価格で提供できる能力を有し、信義に従い誠実に安定して業務を履行できる者であること。

(2) 応募者が、次のアからエまでのいずれかに該当すること。

ア 大阪府内に本店又は支店・事業所・営業所等を有する法人

イ 堺市内で障害者通所施設を運営する事業所又は当該事業所の協業体

ウ アとイとによる協業

エ 大阪府内に居住する個人

(3) 公募開始時点から過去1年間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。

(4) 営業に際して、許可、資格又は免許を必要とするものについては、許可を取得し、資格者又は免許者を従事させることができること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）。

(7) 代表者、役員、支店長、営業所長等の相当の地位にある者（法人格を有しない場合はその事業活動を支配している者。以下「代表者等」という。）が、破産者で復権を得ない者でないこと。

(8) 団体及び代表者等が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税又は本市が課税する市税を滞納していないこと。

(9) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者

(10) 食堂について1日300食程度の食事又は軽食を提供できる能力を有すること。

(11) 食堂及び売店運営に必要なスタッフ等の人員が常に確保できること。勤務するスタッフのうち、障害者（※1）については、堺市内在住の方2人以上を新たに雇用（※2）（※3）すること。

※1 手帳等により、その事実が確認できること。

※2 雇用人数の算定方法については以下のとおりとする。

週所定 労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者	1	0.5	—
(重度)	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
(重度)	2	1	0.5
精神障害者	1	1	0.5

(算定例) 週の所定労働時間が30時間以上の重度身体障害者1名を雇用する場合、障害者2名の雇用として算定

※3 現食堂運営事業者については、令和7年3月31日時点で雇用している障害者（公募要件で求められている雇用者数を満たすもの）を、令和7年4月1日以降も継続雇用することを可とする。

3 関係書類の配付方法

当該公募に係る関係書類（公募要項、仕様書、提出書類の様式等）は令和6年12月13日（金）午前9時から同月25日（水）午後5時30分まで、堺市ホームページ（<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/sonota/20241213koubo.html>）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次の方法により配布する。

(1) 配布期間

令和6年12月13日（金）から同月25日（水）までの午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）。

(2) 配布場所

上記1(3)担当課に同じ。

4 参加の申込み

上記2を満たし、当該公募への参加を希望する者は、下記受付期間内に応募書類を郵送又は持参により提出しなければならない。

(1) 受付期間

ア 郵送の場合（書留によること）

令和6年12月25日（水）（必着）

イ 持参する場合

令和6年12月13日（金）から同月25日（水）までの午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）。

(2) 送り先及び提出場所

上記1(3)担当課に同じ。

5 企画提案書について

必ず所定の様式を用いて作成し、提出については直接持参すること。

(1) 提出期限

令和6年12月13日（金）から令和7年1月17日（金）までの午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）。

(2) 提出先

上記1(3)担当課に同じ。

6 審査・選定に関する事項

本市の庁内関係部局で構成する選定委員会において、提出された企画提案書等を審査の上、最優秀評価者を選定する。選定結果をもとに優先交渉権者を決定した後、結果を企画提案書提出者全員に通知する。

7 失格要件

審査の上、次の資格要件に該当すると認められた場合は、失格とする。

- (1) 公募要項に定める資格要件を満たしていない場合
- (2) 企画提案書の内容が、公募要項及び仕様書に示す要件を満たしていない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 業務を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書の内容が、法令違反等著しく不適当な場合
- (8) 2案以上の企画提案があった場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明した場合

8 その他

(1) 行政財産目的外使用許可の手続について

優先交渉権者に決定した者は、決定後速やかに行政財産目的外使用許可の申請手続を行うこと。使用許可を受けた後は、速やかに堺市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年条例第36号）に基づき算出した使用料を、堺市財産規則（昭和39年規則第6号）第24条に基づき、使用を開始する日までに本市が発行する納入通知書により

納入すること。ただし、本市においてやむを得ない特別の理由があると認めたときは、使用料を別に指定する期日までに納入し、又は分割して納入することができる。

なお、既納の使用料については、本市の都合により使用許可を取り消した場合その他真にやむを得ない場合を除き、還付しない。

(2) 企画提案書及び提出書類等

本公募に際し提出した企画提案書及び提出書類等は、選定結果にかかわらず返却しない。

~~~~~

堺市公告第727号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高島屋堺店

堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

南海電気鉄道株式会社

代表取締役 岡嶋 信行

大阪市中央区難波五丁目1番60号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

(変更前) 名 称 南海電気鉄道株式会社

代表者 代表取締役 遠北 光彦

所在地 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

(変更後) 名 称 南海電気鉄道株式会社

代表者 代表取締役 岡嶋 信行

所在地 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

#### 4 変更年月日

(1) 令和5年6月20日

(2) 令和6年10月1日

#### 5 届出年月日

令和6年11月27日

~~~~~

堺市公告第728号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区東山684番6及び685番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区榎葉170番地 フェルティ・メイツ泉ヶ丘壱番館707号

入江 伸治

~~~~~

堺市公告第729号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市北区北花田町四丁92番1及び92番24
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府松原市別所6丁目9番2号  
野澤 多美子

~~~~~

堺市公告第730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月13日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市北区南花田町100番2及び100番6から100番16まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役 宮脇 宣綱